

所有者の基準適合の認定・表示制度(第36条) → R3.4.1～ 第41条

- 建築物の所有者は申請により、建築物が省エネ基準に適合している旨の所管行政庁による認定を受けることができる。
- 認定を受けた建築物、その利用に関する広告等については、認定を受けた旨の表示(基準適合認定マーク)をすることができる。

【表示スキーム】

